



**第5章 計画の推進へ向けて**  
1. 計画の推進へ向けて

---

## 1. 計画の推進へ向けて

### (1) 公営住宅等事業の推進へ向けて

- 公営住宅等長寿命化計画に基づく事業の推進に向け、住民や入居者の理解を得ながら推進していく必要があります。
- 高齢者や障がい者への対応、子育て支援等について、関連各課が連携を図りながら、事業の推進に努めます。
- 改善費等、コストの緩和に配慮した事業実施を図ります。

### (2) 公営住宅等事業の推進へ向けて

- 本計画は令和5年度から令和14年度までの10年間を計画期間とし、令和15年度から令和29年度までの15年間を構想期間とする計画となっていますが、社会情勢の変化や国、北海道における関連計画・制度等の見直しに対し、柔軟に対応していくことに努めます。
  
- 公営住宅法や公営住宅等整備基準等の国、道の基準に則り整備するものであり、法制度が変更された場合、その対応を図る必要があることや、社会情勢、士別市の情勢などの変化にあわせた見直しが必要であることから、計画内容は概ね5年ごとに見直しを行うこととします。